公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

| 施 | 設 | | 名 | 南区味方健康センター | | | | | | | |
|---|----|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 管 | 理: | 者 | 名 | 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 指定期間 平成27年4月1日 ~ 平成32年3月31日 | | | | | | | |
| 担 | 当 | | 課 | 南区役所健康福祉課 | | | | | | | |
| 所 | 在 | | 地 | 南区味方583番地1 | | | | | | | |
| 根 | 拠 | 法 | 令 | 地域保健法 | | | | | | | |
| 設 | 置: | 条 | 例 | 新潟市地域保健福祉センター条例 | | | | | | | |
| 施 | 設; | 概 | | 敷地面積3,502.55㎡ 延床面積755.30㎡ 鉄筋コンクリート造 平屋建て 事務室,栄養指導室,健康相談室,会議室,保健指導室 | | | | | | | |

施 設 設 置 目 的

市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、南区味方健康センターを設置する。

管理・運営に関する基本理念,方針等

- 1 新潟市地域保健福祉センター条例に基づき、市民の健康の保持及び福祉の増進に資するとともに、市民の保健及び福祉活動を支援するための施設を提供すること。
- 2 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等の利用が確保されること。
- 3 利用者や市民などの意見要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- 4 利用者に対し、安全及び快適な環境を提供すること。
- 5 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。
- 6 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費節減に努めること。
- 7 法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。

| 視 | 点 | 評価項目 | 評価指標 | 実績 | 評価 ※ | 評価コメント ※ |
|---|------|-------------------------|---|--------------------------|---------|---------------------|
| 市 | 民 | 苦情・要望に対する対応 | 苦情・要望には5営業日以 内に回答 | 要望には即座に返答した | В | |
| 財 | 務 | 管理運営経費の削減 | 管理運営経費の削減努力 | 消耗品をデイとー 括購入し経費削 減 | В | |
| | | 改善勧告時の対応の迅速 さ・適切さ | 改善内容に応じて、軽易なも のは即日、時間を要するも のは1週間以内に改善対応 | 掲示物等を精査した | В | |
| | | 安全安心の確保 | 防災訓練を1回以上実施 | デイ、老人福祉センターと共に実施 | В | 職員が連携して実施された |
| 業 | 務 | 当該施設の管理に係る関係 法令の遵守 | コンプライアンス研修の実施 | 研修計画をもとに 実施 | В | 計画に基づき実施され、職員に徹底された |
| | | 事件・事故発生時の対応の 適切さ | 事故発生0件 | 事故はなかった | В | |
| | | 業務仕様書等に定める事項 の遵守 | その他業務仕様書等に定め る事項の遵守 | 各項目について遵 守している | В | 概ね遵守された |
| , | 材 | 配置人員の業務理解度と能 力習得度の向上 | 職員研修を1回以上実施 | 研修計画をもとに 実施 | В | 全職員が受講された |
| | 17/1 | 労働基準の充足 | 労働関係法令の遵守 | 労基法に基づき管 理 | В | 確実に遵守された |

【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない
- ※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

地域住民からの要望が即座に聞けるように顔の見える関係性作りを行った。その為か、地域包括ケアシステム構築に不可欠になるだろう地域団体と連携が図れるようになった。

施設設備についても利用者(特に子供)が利用しやすいような提案を引き出せたので、少しずつ形にしていきたい。

所管課による総合評価(所見)

施設の管理・運営に関する基本理念、方針等を認識し管理運営されている。

施設利用者や市民の意見要望など管理運営に反映することに努めている。引き続き、利用者に対し安全かつ快適な環境を提供できるよう施設の管理に努められたい。